

外出自粛の推奨 発症から5日に

コロナ5類移行後

厚生労働省は十四日、新型コロナウイルスの5類移行後、感染者の療養の日安として、発症翌日から五日間の外出の自粛を推奨する

と発表した。五日目に症状が続く場合は、軽快から二

十四時間程度まで延長、発症後十日間はマスク着用を

呼びかける。永岡桂子文部

科学相は学校の出席停止期

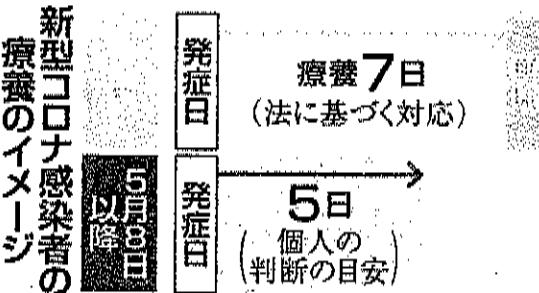
間を「発症から五日間が経

※症状が続く場合は軽快

から24時間程度まで延長

※症状が続く場合は軽快

経過日数 → 0 1 2 3 4 5 6 7 8



新型コロナ感染者の
療養のイメージ

過去、かつ症状軽快後一日を経過するまでに短縮すると表明。文科省令改正のため意見公募を始めた。

症状がある感染者には現在法に基づき原則七日間の自宅療養などを求めている。移行後、感染者の療養は個人の判断に委ねられる。

加藤勝信厚労相は閣議後会見で「感染性のウイルスの排出量」がどのように減っていくのかデータを確認し五日間とした」と説明した。

加藤氏は、夏に向け感染者が増える恐れがあるとして、「移行後も国民に安心していただけるよう着実に対策を進める」と述べた。

厚労省によると、発症後十日間は高齢者との接触を控えることなどを呼びかける。同居家族が感染した場合、特に五日間は外出時に自身の体調に注意し、七日間は手洗いやマスク着用

などを勧める。医療機関や高齢者施設などでは、新たな療養の日安を基に、感染した職員の勤務を制限するなどの対応を求める。

出席停止期間は現在、原則「発症後七日かつ軽快後一日」とする運用。移行後は季節性インフルエンザの「発症後五日かつ解熱後二

日」に近い扱いになる。また厚労省は移行後、定期的に医療機関から一週間分の新規感染者数の報告を取りまとめ、翌週の金曜日に公表するとした。初回は五月十九日で、ハーフ四日分の感染者数が示される見通し。毎日の公表はなくなる。